(公社) 鹿児島県労働基準協会 令和4年度版

有機溶剤作業主任者技能講習 [清報]

●講習期間 / 2 日間 (1 日目9:00~16:30) (2 日目 (1 日目9:00~17:40) (2 日日9:00~17:40) (都合により変更する場合があります。

事業者は、屋内作業場等において、有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定める作業に労働者を就かせる場合は、有機溶剤中毒を予防するため、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから「有機溶剤作業主任者」を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。

講習日程 受付期間

講習会場 オロシティーホール (鹿児島市卸本町)

※講習会場については、変更になる場合があります。



講習日	令和4年6月23日(木)~6月24日(金)	70名
受付日	令和4年5月23日(月)~5月27日(金)	704
講習日	令和4年8月4日(水)~8月5日(金)	

講習日	令和4年8月4日(水)~8月5日(金)	70.47
受付日	令和4年7月4日(月)~7月8日(金)	704

講習日	令和4年10月20日(木)~10月21日(金)	70名
受付日	令和4年9月20日(火)~9月22日(木)	/0 /

講習日	令和4年12月15日(木)~12月16日(金)	70.4
受付日	令和4年11月14日(月)~11月18日(金)	/U /

講習日	令和5年2月21日火~2月22日休	70.47
受付日	令和5年1月23日(月)~1月27日(金)	704

受講対象者

満18歳以上の方 助成金



助成金対象講習 (P28参照)

受講料・テキスト代(税込み合計金額)

※会員事業所には会員価格でのテキスト販売を行っております。

講習科目

(1)健康障害及びその予防措置に関する知識(4時間)(2)作業環境の改善方法に関する知識(4時間)(3)保護具に関する知識(2時間)

(3)保護具に関する知識(2時間) (4)関係法令(2時間) (5)学科修了試験(1時間)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み 下さい。(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)



所定の講習科目を受講し、学科試験に合格された 方に郵送により修了証を交付します。

労働安全衛生法施行令第六条

二十二 屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の厚生労働省令で定める場所において別表第六の二に掲げる有機溶剤 (当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものを含む。 第二十一条第十号及び第二十二条第一項第六号において同じ。)を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定めるものに係る作業。

【有機溶剤】

労働安全衛生法施行令 別表第六の二 有機溶剤 (第六条、第二十一条、第二十二条関係)

- 一 アセトン
- 二 イソブチルアルコール
- 三 イソプロピルアルコール
- 四 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)
- (別名インテミルテルコ
- 五 エチルエーテル
- 六 エチレングリコールモノエチルエーテル
 - (別名セロソルブ)
- 七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)
 - (別名セロソルファセテート)
- 八 エチレングリコールモノーノルマルーブチルエーテル
 - (別名ブチルセロソルブ)
- 九 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)
- 十 オルトージクロルベンゼン
- 十一 キシレン
- 十二 クレゾール
- 十三 クロルベンゼン 十四 削除
- 十五 酢酸イソブチル
- 十六 酢酸イソプロピル
- 十七 酢酸イソペンチル
- (別名酢酸イソアミル)
- 十八 酢酸エチル
- 十九 酢酸ノルマル-ブチル
- 二十 酢酸ノルマループロピル
- 二十二 酢酸メチル
- 二十三 削除
- 二十四 シクロヘキサノール
- 二十五 シクロヘキサノン
- 二十六 削除
- 二十七 削除

- 二十八 一・二 ジクロルエチレン
 - (別名二塩化アセチレン)
- 二十九 削除
- 三十 N·N-ジメチルホルムアミド
- 三十一 削除
- 三十二 削除
- 三十三 削除
- 三十四 テトラヒドロフラン
- 三十五 一・一・一-トリクロルエタン
- 三十六 削除
- 三十七 トルエン
- 三十八 二硫化炭素
- 三十九 ノルマルヘキサン
- 四十 ーーブタノール
- 四十一 ニーブタノール
- 四十二 メタノール
- 四十三 削除
- 四十四 メチルエチルケトン
- 四十五 メチルシクロヘキサノール
- 四十六 メチルシクロヘキサノン
- 四十七 メチルーノルマルーブチルケトン
- 四十八 ガソリン
- 四十九 コールタールナフサ
- (ソルベントナフサを含む。)
- 五十 石油エーテル
- 五十一 石油ナフサ
- 五十二 石油ベンジン
- 五十三 テレビン油
- 五十四 ミネラルスピリツト
 - (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリツト、ホワ
 - イトスピリツト及びミネラルターペンを含む。)
- 五十五 前各号に掲げる物のみから成る混合物

(2021年2月1日現在)